

# 管 理 協 会 規 約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（名 称）

本会は、岡山賃貸不動産管理協会（略称 岡管協）と称する。

### 第 2 条（事務所）

本会は、主たる事務所を岡山県津山市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### 第 3 条（目 的）

本会は、賃貸住宅の社会的重要性を認識し、その健全な運営・保全を担う賃貸住宅管理業務の適正化・高度化を推進する事により、賃貸不動産管理業の地位及び資質の向上を図り、地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

### 第 4 条（事 業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 賃貸不動産管理業務に関する調査研究
- (2) 賃貸不動産管理業務適正化の為の業務整備、標準化及びその普及
- (3) 賃貸管理業者の育成・指導
- (4) 関係官庁、関係団体との連絡・折衝
- (5) 所有者、貸主、借主等関係者に対する教育、啓蒙、相談業務
- (6) 会員に対する広報、会員間の情報資料交換・親睦
- (7) その他本会の目的達成の為に必要な事業

## 第 3 章 会 員

### 第 5 条（種別及び資格）

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員（賃貸不動産にかかわる管理業務を営む法人または個人で本会の趣旨に賛同し、また本会発展のため協力する目的で入会したもの。）
- (2) 賛助会員（賃貸ビジネスにおいて事業及び技術の発展を目的とするもの）

### 第 6 条（会 費）

(1) 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める所により入会金、会費を納入しなければならない。

(2) 前項のほか、各種事業推進のため、必要に応じて総会において定める分担金を負担するものとする。

### 第 7 条（入 会）

1. 会員になろうとする者は、別に定める入会申し込み書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、賛助会員においては正会員 1 名の推薦を必要とする。

2. 第 9 条の規定により除名された者は、除名された日から 2 年間は入会す

る事ができない。

## 第 8 条（退 会）

1. 本会の会員は、その旨を会長に届け出て退会する事ができる。
2. 前項の場合において、未納の入会金、会費または分担金があるときは、これを完納しなければならない。
3. 会員が次の各号の一つに該当するときは退会したものとみなす。
  - (1) 法人が解散したとき。
  - (2) 別に定める会費の納入期限を 3 ヶ月以上経過しても会費の納入がなかったとき。

## 第 9 条（除 名）

1. 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において出席会員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもってなす決議に基づき、除名する事ができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の趣旨又は目的に反する行為をしたとき。
  - (2) 本会の名誉を毀損しする行為をしたとき。
2. 会員の行為が著しく本会の名誉を毀損し、または秩序をみだすものであり、かつ緊急に処理を要する場合は、総会をまたず、理事の 3 分の 2 以上が出席した理事会において、その 3 分の 2 以上の同意による決議をもって 除名することができる。
3. 第 2 項により除名した場合は、次の総会にて第 1 項による承認を得なければならない。

## 第 10 条（抛出金員の不返還）

既納の会費その他の抛出金員は返還しないものとする。

## 第 4 章 役 員

### 第 11 条（種 別）

本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名（1 名は賛助会員から選出）
- (3) 理 事 6 名以内
- (4) 監 事 2 名

### 第 12 条（役員の仕事及び権限）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、その決議ならびに総会の決議に基づいて会務を執行する。

4. 監事は民法第59条に規定された職務を行うとともに理事会に出席して意見をのべることができる。

### 第13条（役員を選任）

1. 理事及び監事は、総会において、正会員（法人にあってはその代表者）のうちから選任する。

但し、理事または監事が人気の中途において退任した場合において、やむを得ない理由があるときは、その後任者は前任者の推薦した者のうちから理事会において選任することができる。

2. 前項但し書きの規定による理事又は監事の選任は、次の総会においてその承諾を受けなければならない。

3. 会長及び副会長は、理事会において互選する。

4. 理事及び監事は、相互に兼務できない。

### 第14条（役員の任期）

1. 役員の任期は、就任後開かれる第2回目の通常総会終結の時までとする。但し、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間に相当する期間とする。

2. 役員は再任されることができる。

3. 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

### 第15条（役員解任）

役員で、役員としてふさわしくない行為のあった時は、総会の決議により解任することができる。

### 第16条（相談役及び顧問）

1. 本会に相談役および顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3. 相談役及び顧問は、会長の諮問に答えるほか、理事会の要請があったときは理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

### 第17条（種 別）

会議は総会及び理事会とし、総会を通常総会と臨時総会にわけるとする。

### 第18条（構 成）

1. 総会は会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

## 第 19 条（権 能）

1. 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この会則に規定するもののほか次の事項を決議する。
  - (1) 総会の決議した事項の執行に関する事。
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の決議を要しない重要な会務の執行に関する事。

## 第 19 条の 2（委員会）

- (1) 本協会の目的達成に必要な重要事項を調査研究・実施するために委員会を設置する事が出来る。設置・名称等については総会にて決定する
  - (2) 委員会には顧問 1 名・委員長 1 名・副委員長及び委員若干名を置く。
  - (3) 顧問・委員長・副委員長及び委員の任期は 2 年間とする。
  - (4) 委員会顧問及び委員長は会長が理事会にて承認を得て委嘱し、副委員長及び委員は委員会の中から選出する。
- また、委員会顧問は副会長が兼務し、委員長は理事が兼務する。(H25 年 4 月改正)

## 第 20 条（召 集）

1. 会議は会長が召集する。
2. 総会を招集するときは、少なくとも総会の始まる日の 7 日前迄に会員に対し、会議の目的である事項、日時及び場所その他必要事項を文章にて通知しなければならない。

## 第 21 条（開 催）

1. 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。  
但し、やむを得なく総会が開催出来ない場合には決議方法を理事会にて決定する。
2. 臨時総会は、次の場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めた時
  - (2) 会員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求のあったとき。
  - (3) 監事が必要と認めたとき。
3. 理事会は必要なとき随時開催する。

## 第 22 条（総会の議事運営）

総会の議長は、その総会において、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### **第 2 3 条（書面表決等）**

総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、前条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

### **第 2 4 条（議事録）**

1. 総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の目的である事項、日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数
- (4) 議事の経過の概要及び議事項目
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) その他必要な事項

2. 前項の議事録には、議長及び出席会員の中からその総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

### **第 2 5 条（理事会の運営）**

理事会の運営については、別に定める理事会の運営規則による。

## **第 6 章 事務局**

### **第 2 6 条（事務局）**

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に事務局長を置き、理事会の決議を経て会長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## **第 7 章 資産及び会計**

### **第 2 7 条（資産の構成）**

本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### **第 2 8 条（事業年度）**

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### **第 2 9 条（資産の管理）**

本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が定める。

### **第 3 0 条（経費の支弁）**

本会の経費は、資産をもって支弁する。

### 第 3 1 条（予算及び決算）

1. 会長は、毎事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書を作成して、総会の承諾を得なければならない。

2. 事業年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度に準じて執行する。

3. 前項に規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとする。

4. 会長は、毎事業年度の終了後 2 ヶ月以内に、次の書類を作成して監事の監査を受け、総会に提出してその承諾を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

### 第 3 2 条（特別会計）

本会の事業を行うため必要があるときは、総会の決議により特別会計をもうけることができる。

## 第 8 章 会則の変更及び解散

### 第 3 3 条（会則の変更）

この会則は、会員の 2 分の 1 以上が出席した総会において、その 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

但し、やむを得ず総会が開催できない場合 21 条 1 項と同じく理事会にて決定された決議方法に従う。

### 第 3 4 条（解 散）

本会が総会の決議に基づいて解散する場合は、会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない

### 第 3 5 条（残余財産の処分）

解散の時に存する残余財産は、総会の決議を経て、類似の目的を持つ他の団体に寄付する

ものとする。

## 第 9 章 雑 則

### 第 3 6 条（施行細目）

この会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は理事会において定める。